

準備はお済みですか？

確定申告

申告相談会場は、新型コロナウイルス感染症対策を行い開設します。ご来場の際はご協力をお願いします。



所得税・町県民税の申告期間 2月16日(火)~3月15日(月)

この申告は、令和2年中の所得を申告するもので、令和2年分の所得税、令和3年度の町県民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。

また、期間中は大変混雑しますので、申告相談を利用する方は地区割日程表を参考のうえ、お早めにご来場ください。

なお、「町県民税申告書」は、前年の申告状況等に基づき送付しています。次の内容をよくご確認ください、申告してください。

○申告相談地区割日程表

| とき | 地区割 |
|----------|--------------------|
| 2月17日(水) | 大総地区・東陽地区 |
| 2月18日(木) | 横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区 |
| 2月19日(金) | 横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区 |
| 2月22日(月) | 上堺地区・白浜地区 |
| 2月24日(水) | 大総地区・東陽地区 |
| 2月25日(木) | 横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区 |
| 2月26日(金) | 横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区 |
| 3月1日(月) | 上堺地区・白浜地区 |

■相談会場
文化会館集会室

■相談受付
午前8時~11時
午後1時~4時
※期間中の土・日曜日、祝休日を除く

※上記日程で都合の悪い方は、その他の日でも相談をお受けします。

◎次の申告相談は町では受けられませんので、東金税務署でご相談ください。

- 青色申告
- 土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- 雑損控除(※2月26日(金)に限り、税務署職員が町申告会場で受付けます。)
- 消費税・贈与税・相続税

申告相談は感染症対策を行い実施します。

- ・マスク等の着用、手指の消毒にご協力ください。
- ・発熱等の症状がある方や体調が優れない方はご来場をお控えください。
- ・検温を行い、37.5℃以上の熱がある場合は入場をお断りさせていただきます。
- ・会場では換気を行います

所得税の確定申告が必要な方

- 営業・農業・不動産所得などがある方で、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物等の不動産、株式等の資産を譲渡した方(申告相談は、東金税務署で受けてください。)
- 給与収入が2千万円を超える方
- 給与所得がある方で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしていない方
- 年金収入が400万円を超える方
- 年金に係る雑所得がある方で、年金以外の所得の合計額が20万円を超える方

町県民税の申告が必要な方

令和3年1月1日現在、横芝光町に住所があり、次に該当する方は町県民税の申告が必要です。

- 営業・農業・不動産所得などがある方で確定申告の必要がない方
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ支払報告書(※)が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください。)
- 前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ支払報告書(※)が提出されていない方
- 前年中の所得はないが、町内居住の家族の控除対象扶養親族等になつていない方

※支払報告書：給与や年金等の支払者が前年中の支払金額等を、支払いを受けた方の居住する市町村に報告する書類

勤務先での年末調整から収入と控除額に変更のある方

※給与所得者や年金所得者の方で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方は、還付申告をしましょう。

なお、給与所得者や公的年金等に係る雑所得があり、確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の所得(退職所得を除く)も申告する必要があります。